

第一類 第二号

第六十五回国会 法務委員会 議録 第八号

昭和四十六年三月五日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 畑 和君

理事 冈沢 完治君

石井 桂君

河本 敏夫君

島村 一郎君

中村 弘海君

松本 十郎君

勝澤 芳雄君

桂君

敏夫君

健司君

福永 泰幸君

鍛冶 良作君

西銘 順治君

幸昌君

弘海君

江藤 隆美君

千葉 三郎君

西銘 順治君

青柳 盛雄君

隆美君

幸昌君

順治君

勇君

山手 滿男君

西銘 順治君

中澤 茂一君

勝澤 芳雄君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

理事 小島 徹三君

理事 畑 和君

理事 冈沢 完治君

石井 桂君

河本 敏夫君

島村 一郎君

中村 弘海君

松本 十郎君

勝澤 芳雄君

桂君

敏夫君

健司君

福永 泰幸君

鍛冶 良作君

西銘 順治君

幸昌君

弘海君

江藤 隆美君

千葉 三郎君

西銘 順治君

青柳 盛雄君

隆美君

幸昌君

順治君

勇君

山手 滿男君

西銘 順治君

中澤 茂一君

勝澤 芳雄君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

亮一君

西銘 順治君

山手 滿男君

同日

辞任

國場 幸昌君

中村 永田

法案の三案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。三法律案に関する質疑は次回に譲ることとしたします。

○高橋委員長 内閣提出の旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しました。畠和君。

○畠和君 この法律案について、若干の質問をいたしたいと思います。

○畠和君 この法律案について、若干の質問をいたしたいと思います。

この提案理由の説明によりますと、いとも簡単に書いてありますて、この提案理由を聞いておるだけではさらっとわかったような気がするのです。ところで、法案それ自体を私は読んでみたのです。そんするところは案外に難解な文章でして、私が頭の悪いせいかなかながよくわからないのです。そこで、そこで、法案それ自体を私は読んでみたのです。そんするところは案外に難解な文章でして、私が頭の悪いせいかなかながよくわからないのです。

そこで質問するのですけれども、旧執達吏、執行吏というか、それからなつた人たちのことについてもうすでに規定があって、問題は解決しておる。ところが、執行官になつた人についてまだそれが解決しておらない一部の者がおるということで、執行官についての規定を、執行吏からなつた人の場合に準じて、それと同じように執行官に直接なつた人の関係についての規定をあわせてする必要があるということをつくられた法律案だと思います。それで、しかも旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律ということになつておるのを、もう執行官法の規定による恩給の年額の改定に関する法律といふように表題自体が変わつて、その中に、前の執達吏に関する規定をそのまま第一条に入れて、それで第二条に新たに、

今度改定を実際にする必要のある執行官の規定を入れた、こうしたことだと思いますが、そのとおりですか。

○貢家政府委員 御指摘のとおりでございまして、執行官法附則第十三条、十四条という規定がございますが、第十四条のほうは、旧執達吏規則に基づく恩給でございまして、これは執行官時代に退職された方の恩給を規定いたしまして、それは「従前の例による」といつておるわけでございまます。第十三条のほうは、執行官になりましてから退職された方の恩給についての規定でございまして、これは「恩給法の例によつて、恩給を受けます」ということになつておりまして、実質におきましては、内容的には前後同一性を持っているわけでござります。したがいまして、旧執達吏規則に基づくものののみについて従来規定しております。ただいまして、旧執達吏規則の改めまして、それをも含めまして、執行官法の規定による恩給の根拠としては直接には執行官法の規定によるわけでございますから、両者を含めまして、題名も改め、新たに執行官となつてから退職された方の恩給の根拠についても規定することにいたしたわけでございます。

○畠和君 そうすると、前の執達吏の関係のほうは、もう解決済みなんですね。

○貢家政府委員 執行官時代に給与事由の生じました者につきましては、昭和四十三年のこの法律の改正によりましていわゆるスライド方式を組み入れましたので、すべて解決済みでござります。は、新たに執行官から執行官に直接なつた人たちの一部に解決済みでない人たちがおる。そこで、それを直そうということで今度規定がなされた。それが今度の改定の動機ですか。

○畠和君 そのとおりでございます。

○貢家政府委員 この図面がございますね。「五、国庫補助基準額の推移と仮定俸給年額の改定状況」こういう資料が、図面で示されたやつがありますね。そうすると、右側のほうは、これは解決済みと言つていい

のですが。七等級三号相当の仮定俸給年額、この中でいろいろ段階的にこうなつていますね。二十八万七千円、その次は三十一万一千円、その次が三十一万二千円、こうなつていて、横に棒がおのれの引っぱつてあるということですが、その最初にございますが、第十四条のほうは、横の線の二十九万九千八百円といふものの線よりも低くなつてゐる。この関係はどうなんですか。もう済んでいるのですか。

○貢家政府委員 実は、一二ページ、一三ページの図面は、これは執行官になつてから退職事由の生じた、いすれもそういう人たちの関係でございまして、執行官時代にやめられた方につきましては、解消済みでございますので、こういつた図面をつくりませんでしょけれども、それは一五ページをこらんいただきますと、一五ページの「六、執行官法の規定による恩給の受給者数」というのがございますが、その下のほうに、参照としてござります。これは旧執達吏規則に基づく恩給の関係でございまして、四十人の受給者が、執行官時代にあるいはそれ以前の執達吏時代に入るかもしきませんけれども、そういう方が四十人あります。これが今度の昭和四十六年一月分からは二十七万六千六百円、十月分からは二十九万九千八百円といふう恩給のベースアップが行なわれるわけでございます。

ところで、現実に執行官について申しますと、これはほつておきますと、退職当時の国庫補助基準額が俸給年額とみなされまして恩給年額の計算が行なわれるわけでございます。したがつてがしてござりますので、自動的に上がつてしまふわけでござります。したがつて、今回、一般文官につきまして恩給の改正がござりますと、自動的にその金額は、二十四万七千百円、二十六万七千九百円といふように上がっていきます。しまして、これはすでに解決済みでござりますので、特にこの図面で図示をいたすことを省略させていただいたわけでござります。したがいまして、これはすでに解決済みでござりますのは、いずれも執行官として退職した者についての表でございます。

○貢家政府委員 この図面も非常にわかりにくいかと思いますが、執行官の国庫補助基準額につきましては二種類ございまして、これは任

命資格等が異なつたことに応じまして格づけが異なつてゐるわけでございます。それは、執行官国庫補助基準額令第一条と、附則第三条で当分の間低い額の国庫補助基準額を受ける者もあるわけでございます。

○畠和君 そのとおりでございます。この図面も非常にわかりにくいかと思いますが、執行官の国庫補助基準額につきましては二種類ございまして、これは任命資格等が異なつたことに応じまして格づけが異なります。それは、執行官国庫補助基準額令第一条と、附則第三条で当分の間低い額の国庫補助基準額を受ける者もあるわけでございます。

○貢家政府委員 この図面も非常にわかりにくいかと思いますが、執行官の国庫補助基準額につきましては二種類ございまして、これは任命資格等が異なつたことに応じまして格づけが異なります。それは、執行官国庫補助基準額令第一条と、附則第三条で当分の間低い額の国庫補助基準額を受ける者もあるわけでございます。

○畠和君 そのとおりでございます。この図面も非常にわかりにくいかと思いますが、執行官の国庫補助基準額につきましては二種類ございまして、これは任命資格等が異なつたことに応じまして格づけが異なります。それは、執行官国庫補助基準額令第一条と、附則第三条で当分の間低い額の国庫補助基準額を受ける者もあるわけでございます。

○貢家政府委員 この図面も非常にわかりにくいかと思いますが、執行官の国庫補助基準額につきましては二種類ございまして、これは任命資格等が異なつたことに応じまして格づけが異なります。それは、執行官国庫補助基準額令第一条と、附則第三条で当分の間低い額の国庫補助基準額を受ける者もあるわけでございます。

○畠和君 そのとおりでございます。この図面も非常にわかりにくいかと思いますが、執行官の国庫補助基準額につきましては二種類ございまして、これは任命資格等が異なつたことに応じまして格づけが異なります。それは、執行官国庫補助基準額令第一条と、附則第三条で当分の間低い額の国庫補助基準額を受ける者もあるわけでございます。

で「政令附則第三条第一項本文該當者」というのがございますが、それが二十八万七千円、これは現実の国庫補助基準額でございます。そういう者が七人いるわけでございます。ところが、七人の中には、実は在職年数等の関係で最低保障額しか受けない、それから今度改正いたしましても、最低保障額でございます十二万円に達しないという者がござりますので、こういった人たちにとりましては、恩給の基礎を変えてみまして、結局は変更がないということ、そのうち四人がその対象者である、つまり基準となる額を先ほど申しました二十八万七千円から二十九万九千八百円に引き上げることによって実質的に恩給年額に変更を生ずる、増額になるということでございます。

○貞家政委員 今度の恩給法の一部改正に伴つて利益を受けるのは四人に限られるわけでござるのですか。

○烟委員 そうすると、このあとは、もうこれでやればずらつとスライドでそういう不都合はないのですか。

○貞家政委員 現在の恩給の改定はおおむねこの仮定期付給年額を引き上げるという方法によつて過去、戦後ずっとやつておりますが、その方式によつて引き上げられる限り、全くこれと同一の算式によりまして自動的に引き上げられるというこ

とになるわけでござります。

○烟委員 この一三ページの左のほうの図面の場合、これもやはり満たないところがありますね。四十一一年十二月三十一日からですが、昭和四十二年八月一日までの間はどうなんですか。

○貞家政委員 これも理屈から申しますと、右

のページと全く同じでございまして、觀念的には六十五万五千円を基準額、つまり基礎となる俸給の俸給年額としている執行官退職者がいるわけでござります。

○烟委員 大体わかつたよくなわからぬような

ことだけれども、大体わかつたことにしておきま

しょう、なかなかややつこしくてわからぬ。

○煙委員 そこで、前には執達吏代理といふのがありますけれども、いまそういう制度はない

だらうと思うのですが、執行官だけですか、それともまだ若干それが何かの形に残っております

か。そのほかに事務官——裁判所の事務官で裁判

所の仕事をする人はわかつてますけれども、そ

れ以外に、執行吏に直接くつづいていろいろ事務

ございまして、それと同額でございます四等級七号俸の公務員の仮定期付給年額は、現在六十八万七千二百円、今度は七十万一千四百円、さらに七十六万三百円となるわけでございます。したがつて、觀念的にはすでに現在達していない、今度の改正によつてもむろん非常に違つてくるというところになるわけでございます。ところが次のページをこらんいただきますと、政令第一条に該當する者がきわめて少數でございます。一人でございます。これは執行官法制定以来新規に任命された方が大部分でございますので、まだ退職者がほとんど出ておりません。したがいまして、これは実は昨年改正するといふことも考えられたわけでございませんけれども、対象者がゼロであるならば必要がないであろうということで見送つたわけでござりますが、これは今後の問題といたします。やはり右のページのものと同じようなシステムをとるのが相当であろう、一應同額の者が上がればそれを同じように上がるということでお上がりでござりますが、これが今後問題といたします。

○煙委員 そうけれども、結局はそれに該当する者がいない、つまり改定いたしましても、今度の法律案の二条一項ただし書きで、前条第一項ただし書きを準用するといふりますね、前条第一項ただし書きと申しますのは、「改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。」といふことになるわけでございまして、かりにそういう恩給をするに受け取る者があるとしましても、このベースアップというのはから振りに現実には動いてこないという結果になるわけでござりますが、将来の問題といたしましては、こういったスライド制をとることによって自動的に右のページの執行官と同様の取り扱いが行なわれるわけでござります。

○煙委員 大体わかつたよくなわからぬような

ことだけれども、大体わかつたことにしておきま

しょう、なかなかややつこしくてわからぬ。

○煙委員 そこで、これは裁判所のほうへ聞くことになると思うのですが、裁判所のほうで調べてあると思

うのですが、いまの執行官の数は一体どのくらいあるのかということ。前に四十一年十二月三十一日に執行官法が施行され、その前の数字が何名お

ますか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたしま

す。

執行官法が実施せられましたのは昭和四十一年十二月三十一日でございますが、実施前日におけ

る執行官の数は三百三十七名でございます。本年

の一月一日現在の数は三百五十七名でございます。

○煙委員 その前よりも二十名現在はふえておる

ということになると思います。

そこで、任命の状況はどうなつておるのか、あ

るいは退職、それで差し引き幾らといふ点で、四

十二年から四十五年までの数字をひとつ書うてみてください。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたしま

す。

昭和四十一年十二月三十一日、任命が四名でござります。したがつて、同年末の採用者数三百四十二名。昭和四十二年の任命が五十六名でございました。退職が三十九名、したがつて、同年末に

おける在職者は三百五十八名。昭和四十三年、任

命は三十七名、退職が二十二名、同年末現在三百七十三名。昭和四十四年の任命者数が十九名、退

職が二十八名、同年末現在三百六十四名。昭和四十五年、任命が二十三名、退職が三十名、した

がつて、同年末における在職者は三百五十七名と

いうことになつております。

○煙委員 結局古い執行吏あるいは執行吏上りがりの執行官がだんだん年齢の関係もあるが減つてい

く、そのかわり新しい事務官、書記官等の退職し

た人たちで執行官に任命された者がだんだんふえ

ていつてゐる、こういうことだと思うのですが、

いまの三百五十七名のうち、執行吏あるいは執達

吏から執行官になつた人はどのくらい残つておりますか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたしま

す。

新法による任命資格を有する者で任命せられた

者が百九十五名、旧法による任命資格で任命せら

れている者が百六十二名でございます。

○煙委員 そうすると、旧法の当時の人たちより

も新しい制度によつて任命された人のほうが若干

オーバーしているといふようなことになつておる

と思います。大体この数字はそれでわかります

が、この新しい執行官を任命するについてどうい

うふうに任命するのか、いろいろ試験をやつて

やるのか、それとも試験もなしで選考かなんかで

やつてゐるのか、それをちょっと聞きたいのです。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたしま

す。

執行官法によりまして、執行官は地方裁判所が

任命するということになつております。地方裁判

所におきましては、執行官任用試験委員会といふ

ものを組織しまして、これは裁判官二名、事務局

長、民、刑首席書記官によつて構成されております

が、この委員会による筆記試験並びに面接試験、

これによりましてこの試験合格者を任命してい

るわけでございます。筆記試験は裁判所に開する法

規、すなわち憲法及び裁判所法並びに執行官の職

務及び権限に関する法規、主として執行官法でござりますが、その他執行官の職務執行に必要な法

規、民法、民訴法、競争法、執行官手続規則等に

関する理論及び実務知識について行なつております。

○煙委員 そこで、前には執達吏代理といふのが

ありましたけれども、いまそういう制度はない

だらうと思うのですが、執行官だけですか、それ

ともまだ若干それが何かの形に残つております

か。そのほかに事務官——裁判所の事務官で裁判

所の仕事をする人はわかつてますけれども、そ

れ以外に、執行吏に直接くつづいていろいろ事務

をやつてはいるといふような、代理のほかにそいつた事務をやる人なんかもありますか。その辺をお伺いしたいのです。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 従来旧法におきまして執行官代理といふ制度がございまして、これは現実に執行官と同じように執行行為を行なつております。執行官法制定の際に、国家公務員でない、裁判所職員でない執行官代理といふものが現実の執行をすることは好ましくないということになりました。執行はすべて執行官が行なうという原則を立てたわけあります。ただ従来おりました執行代理、これをそのまま職を奪うということもいかがかと存ぜられましたので、附則の十一条という規定を設けまして、従来の執行官代理は裁判所の許可を得た場合には執行官臨時職務代理人として従来どおり代行の仕事ができるという附則を設けたわけでございます。したがつて、現在は、旧法時代の執行官代理といふ名前が執行官臨時職務代理人といふ名前で実体が残っているわけでございます。そのほか、執行官は自分の費用で事務員を雇用しております。したがつて、執行官室には、執行官と臨時職務代理人と事務員といふ三種類の職員がいるということをございます。

○烟委員 そうなると、まだ旧來の代理といふを急にやめるわけにはいかないということで、臨時執行官代理といふことで結局裁判所の許可を得てやつておる。だんだんこれは数が減つていくに違ひないけれども、いまどのくらい全国でおります。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 執行官法施行前日におきまして二百四十名おりましたですが、本年一月一日現在百三十八名となつております。したがつて、約百名が減少したということをございます。

○烟委員 その補助者の事務員といふのはどのくらいおりますか、わかつていましようか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 同じく執行官法施行前日現在で二百八十二名おりました。本年の一

月一日現在で三百三十一名でございます。

○烟委員 続いて、この間からちょっと話しに参ります。執行官が一体一人当たりどのくらい手数料が入つてくるのだろうかということ。も

非常につけて、そいつたことの促進をはかるうといふような話が理事会でこの間ございました。そ

こで、手数料の状況はどうなつておるかといふことを聞きたいと思っておつたのでありますけれども、全国平均あるいは大都市あるいは中都市、小

都市、それの例によって、最近の状況を年度別に調べてありましたら、ひとつ御報告願いたいと思ひます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたしま

す。

まず全国平均でございますが、昭和四十二年度における平均は八百四十四万六千円、昭和四十三年度二百三万八千円、昭和四十四年度二百三十八万三千円、昭和四十五年度二百七十三万七千円でござります。

大都市の裁判所といたしまして、東京の事例を

次に申し述べたいと思います。昭和四十二年六百六十四万五千円、四十三年四百二十三万二千円、四十四年四百七十万三千円、四十五年五百七十万三千円、中都市としまして長崎の例を申し上げますと、昭和四十二年二百四十一万一千円、四十三年二百四十九万一千円、四十四年三百七十一万九千円、四十五年四百二十万三千円。小都市としまして金沢の事例を申し上げます。昭和四十二年七万五千円だけれども、四十三年でがくと四百二十三万となつておる。十四年九十九万四千円、昭和四十五年百七十九万一千円、昭和四十六年百七十五万一千円でございます。

二年から比べればこれは低下をしている。このことは、大都市のほうがだんだん減つてきて、中都

市、小都市のほうがだんだんふえてきておる。これは裁判所規則でその辺をあんばいするための規則が改正をされた、そこでその辺のアンバランスを解消するような手段をとつたということが一つは私は原因だと思つておりますけれども、それと

ても大都市が相当金額が多く過ぎるような気がする。これは、一つは大都市には執行官が足りないじやないか。したがつて、事件が多いのに人数が足りない。したがつて、収入もほかの地方都市

計算だと思います。もちろん、これは退職金等はこの人たちではない。思給はありますけれども、退職金等がない。それから、この中にいま言つた臨時執行官代理も雇う、それから事務員も雇うといふような関係もございますから、それらに対する俸給の支払い等も差し引かなければならぬといふこともありますけれども、この数字からすれば、われわれが心配していたのとはだいぶ違つたします。特にその中で、いま例示をされました中で、東京の場合の例であります。平均して、四十二年が六百六十四万五千円といふ数字になつておる。これは相当の数字、一人平均が六百六十四万五千円ですから、おそらく最高は――最低もあるでありますが、その中間をとつたのがこれだけですから、そうすると月に五十万の収入があるわけです。それからそういう人は事務員もよけい使つておるだらうし、代理も一人ぐらいいは使っておるだらうしといふようなこともあります。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 執行官につきましてはいわゆる俸給制をとつておりますんで、いわゆる定員といふものはございません。この数で一体足りるかといふ御質問でございますが、現在のところ執行が遅延して困るという状況は起こつておらないようございまして、大体三百五十名

でまず無事に執行行為に遅滞を生ぜずに行なつておる状況にござります。

○烟委員 定員といふのはないというお話をあります。したがつて、執行官になりたい人がおれ

ば、志望すればできるわけです。そうすると裁判所につとめておるよりもよほどそちのほうが俸給が、東京の場合などは収入がよろしい。退職金等の保障あるいはその他いろいろ一般公務員並みの保障がない点もありますけれども、しか

し、それを割り引きして考えてみても相当多いわがだ。だからさぞかし、そのままにしておけば執

行官を希望する書記官なり事務官なりが、私はもつと出てくるはずだと思うのです。その辺押えて

いるようなことはありませんか。あるいはまた執行官仲間が、そうしては自分たちの権益の侵害になるから、一人頭の収入が減るからといふこと

で、それを看守何らかの形で阻止をするといふようなこと等はないのでしょうか。その辺一時は

どう一時は確かに執行を頼んでもなかなかそれ

がおそいという状況等もありました。最近はそれがあまりないようにも聞いております。その辺いかがなものでしょうか、承りたい。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 押えているといふ事実はございません。ただ、執行官の任命資格は

新法によりまして四等級ということございました。相当高い任命資格でございますので、これに該当する者が必ずしも数が多くはないということは言えるかと存じます。

○畠委員 最後にお聞きしたいのですが、先ほど法務省のほうからお話をありました。基準額令の附則第三条の該当受給者が四名だと聞いております。その支給額はお幾らですか。総額です。これは裁判所が調べてお答え申し上げます。

○貴族政府委員 退職後の恩給のことございまして、便宜私のほうからお答え申し上げます。

恩給の年額、改定後の年額でございますけれども、四名の対象者がございまして、現在受けているので、便宜私のほうからお答え申し上げます。

恩給年額十二万五百四十円のものが十二万五千九百六十円になるのが一人ございます。十二万円を受けておりますが十二万三千九百十

八円となるのが一人ございます。それから十二万二千四百五十四円の恩給を受けているものが十二万七千九百十五円になります。最後にいま一人

は、十二万六千二百八十円を受けておりますのが十三万一千九百十二円となります。これが本年十一月分から引き上げになるわけでございまして、本年度の予算におきましては平年度の四分の一でござりますので、合計いたしまして五千九十八円が所要経費ということになるわけでございます。

○畠委員 裁判所のほうに国庫補助金の支給実績を聞きたい。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 基準額に達しませんで国庫補助を受けている該当者は高いほう、基準額令第一条と附則第三条と二通りございますが、昭和四十四年度におきまして第一條該当者は四名でございます。支給額は百三十万六千三百三十二円。附則第三条の該当者は受給

者数が五名でございまして、支給額が九十三万一千三百四十二円となつております。

○高橋委員長 国沢完治君。

○畠委員 以上で終わります。

○國澤委員 もうすでに畠委員のほうからお尋ねしたい大部分をお尋ねになりましたし、詳細なお答えもございましたので、ダブルない範囲で二、三お尋ねいたします。

現在の執行の中身、家の明け渡しとかあるいは不動産の執行とか、その中身は大体どういうふうになつておるか、それだけお知らせいただきたい。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 四十四年度の数字を申し上げたいと思います。

合計が九十五万九千九百八十二件執行行為がございまして、このうち民訴法に準據する執行行為、家屋の明け渡し等あるいは金銭の取り立て等

差し押さえ八千八百九十五件、仮処分一万三千二十九件、競売法による競売、いわゆる任意競売といわれているものですが、これが十六万四千四百三十二件、競売の執行が三百六十九件、告知なし催告、破産債権の執行が三千六十九件、仮処分一万三千二十九件、競売法による競売、いわゆる任意競売といわれているものですが、これは二万九千二十六件、破産財團の評価の立ち会いまたは封印等、破

産債権の執行が三百六十九件、告知なし催告、これが三千六百九十六件、拒絶証書の作成二百七十四件、執行記録その他の書類の閲覧及び謄抄本の交付、これは執行の事後行為でござりますが、これが五万四千九百二十一件、その他二万六千六百三十三件、それから送達、これは民事の送達が四十一万三千百二十四件、刑事の送達が二十四万六千二十二件、合計九十五万九千九百八十二件、こちら相なるわけであります。

○畠委員 わかりました。

執行官への不満といいますか苦情というのは、わりと弁護士仲間では常にぶつぶつ言われているわけですが、どういう苦情が一番多いか、監督官

署としてお調べのついている範囲でお答えいただきたく思います。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたしました。

会同等で問題になりますのは、執行の申し立てをして執行に着手するまでの期間が若干長い、すぐ着手してくれないといったような苦情等が聞かれております。

○國澤委員 四十三年におきまして、岡山地裁津山支部で二

件、これは虚偽有印公文書作成、同行使、収賄等の事件が起きております。同じく四十三年に、東

京地裁におきまして収賄事件が一件起きております。

四十三年におきまして、岡山地裁津山支部で二件、これは虚偽有印公文書作成、同行使、収賄等の事件が起きております。同じく四十三年に、東

京地裁におきまして収賄事件が一件起きております。同じく大津地裁におきまして収賄、東京地裁におきまして収賄、岐阜地裁におきまして虚偽有印公文書作成事件が起きております。津地裁伊勢支

部におきまして、有価証券偽造行使、詐欺の事件が起きております。岡山地裁におきまして、収賄事件が起きております。山形地裁米沢支部におきまして加重収賄、虚偽公文書作成事件が起きております。四十四年に入りましたが、四十五年はこ

こままで収賄事件、京都地裁におきまして収賄事件が起きております。しかし、昭和四十五年度に

改正とか、きょうの法案もその一つだと思いますけれども、かなりそういう改正の効果があがつて、汚職が減ってきていると見ていいと思います。

○國澤委員 そうすると、やはり国会でもいろいろ問題になりまして、身分の保障とか給与体系の改正とか、きょうの法案もその一つだと思いますけれども、かなりそういう改正の効果があがつて、汚職が減ってきていると見ていいと思います。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 執行官法の制定以

のとおりでございます。ことに新執行官法による任命資格を持つた者、すなわち四等級以上の者の犯罪行為といふのは全然あらわれておりません。

○國澤委員 最後に、先ほど畠委員も執行官の任

命資格あるいは手続等お尋ねになりました。執行官規則の第一条に任命資格の規定があるわけでござりますが、その後いろいろ給与の体系の改正とか金

額の取り扱い事務の改正等がございました。最近の汚職の傾向、それから増減、それといま申します。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたしました。

四十三年におきまして、岡山地裁津山支部で二件、これは虚偽有印公文書作成、同行使、収賄等の事件が起きております。同じく四十三年に、東

京地裁におきまして収賄事件が一件起きております。

四十三年におきまして、岡山地裁津山支部で二件、これは虚偽有印公文書作成、同行使、収賄等の事件が起きております。同じく四十三年に、東

京地裁におきまして収賄事件が一件起きております。同じく大津地裁におきまして収賄、東京地裁におきまして収賄、岐阜地裁におきまして虚偽有印公文書作成事件が起きております。津地裁伊勢支

部におきまして、有価証券偽造行使、詐欺の事件が起きております。岡山地裁におきまして、収賄事件が起きております。山形地裁米沢支部におきまして加重収賄、虚偽公文書作成事件が起きております。四十四年に入りましたが、四十五年はこ

こままで収賄事件、京都地裁におきまして収賄事件が起きております。しかし、昭和四十五年度に

改正とか、きょうの法案もその一つだと思いますけれども、かなりそういう改正の効果があがつて、汚職が減ってきていると見ていいと思います。

○國澤委員 そうすると、やはり国会でもいろいろ問題になりまして、身分の保障とか給与体系の改正とか、きょうの法案もその一つだと思いますけれども、かなりそういう改正の効果があがつて、汚職が減ってきていると見ていいと思います。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 執行官法の制定以

○岡沢委員 それから、最高裁判所は裁判所書記官に対しても筆記試験は免除しておられるのか、やつぱりやっておられるのか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 現実にも免除してあります。

○岡沢委員 終わります。

○高橋委員長 青柳君。

○青柳委員 執行官法が審議されました五十六国会の昭和四十一年六月九日の衆議院法務委員会でこれを採決する際に付せられました附帯決議があります。それを読んでみますと、全部ではありませんせん、要点だけです。

「わが国の執行吏制度については、今回の改正をもつてしては不十分である。よつて、政府並びに最高裁判所は、引き続き執行事務を直接固定俸給制の裁判所職員たる執行官において行なう方向について検討を加え、早急にその実現方について鋭意努力すると同時に次の諸点について配慮すべきである。」そして、「からままでございますが、その中で私は特にお尋ねいたしたいのは、第二に、『執行吏代理をはじめ執行事務に従事する職員の待遇並びにその地位の安定と雇用条件について格別の配慮を行なうこと、なお執行吏代理の執行官への登用について、その経験等を参考してできる限り有利な取扱いを行なうこと』」それから四に、「執行官以下執行事務の処理に当たる職員の教育並びに研修について、予算上の手当その他必要な措置を講じること。」

私がお尋ねいたしたいのは、先ほどのお答えの中にもありましたように、現在執行官は約三百五十名、執行官臨時職務代行者が約百三十八名、それにより事務職員のようないふしが三百三十一名、合計八百十九名、こうした方々によって執行関係の仕事が運営されているようであります。そして五十六国会の審議にあたりましては、執行の職務を普通の公務員と違ったこりう現在のような執行官制度のもとに置かなければならぬ理由は一体どこのにあるかということに対する質問に対しましては、一口に言うと、當時執行官が二百数十名、執

行官代理が二百数十名、現在よりも約百名多いわけです。それで合計六百名、それに事務をやる人がやはり三百名くらいあって、手数料制から俸給制に切りかえますとおそらく執行官の三倍ぐらい、九百名くらいの職員が必要であつて、これが根本的な改正に踏み切れない理由であるという要旨が答弁されているわけで、その状況は依然として改善されていないのかどうか。こういう附帯決議が行なわれてからすでに五年近くたつわけでございますから、その間の附帯決議の趣旨に沿つた、どういう努力がなされたか、お尋ねいたしたいと思います。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 いろいろ検討しているのですが、まず外国の法制度を見ましても、俸給制のところもございまして手数料制のところもござります。あるいは一部におきましては、一部固定給で残りは手数料を加味するという制度をとっているところもございます。わが国では何とございましても明治時代からずっと手数料の制度をとってきたわけですが、國家公務員のあの方、裁判所職員のあり方としては、やはり俸給制が理想的の姿であるということをわれわれは常々考えておりますが、現状におきましてはやはりまだ俸給制への切りかえは非常に困難だと存じております。

したがって、こういう人たちも自分の労働者としての権利を守るために労働組合を結成して対抗しなければならぬといふような問題も当然起こりますし、現実に東京では全國一般労働組合に組織されている労働者も四十名くらいはあるというふうに聞いております。そういうわけで、私はこのういう制度が附帯決議の線に沿つて鋭意努力されているかどうかといふところに問題があると思うのです。有資格者といふことが障害の一つになつてゐるようありますけれども、執行官代理の資格は、旧執達吏規則十一条によりますと、「執達吏ノ登用試験ニ及第シタル者」「執達吏ノ職務修習者ニシテ三箇月以上其職務ヲ修習シタル者」といふふうな規定でござります。

○青柳委員 個々の執行官代理や事務員が裁判所に採用されるということは、その人個人にとってみるとその待遇がよりよくなることなどでございませんから私ども大歓迎でございますが、執行官の職務代理者のうちから延吏に若干名、また事務員の中から最高裁の事務官に若干名が採用されている現状でございます。

○青柳委員 手数料制度といふのをあたかも何かやむを得ないもののよう考へておられますけれども、裁判所がいろいろの事務を行なう場合、裁判所のサービスを求める当事者からいろいろの名目で手数料を徴収するのは、きょうも提案がなされた訴訟費用法の趣旨から見ましても、國が当事者から手数料を取ることは少しもおかしくないので、それをただ公務員である執行官といふものが個人的に手数料を取るといふところに何か固執しているんじゃないか。そうじゃなくして、國が当事者から手数料を徴収する、そしてもちろんそれだけで足りない場合には他の財源によりまして十分職員の俸給を保障するということでいいわけありますから、いつまでも何か自由職員もあるわけですが、この「教育並びに研修について、予算上の手当その他必要な措置を講じること。」と、この附帯決議は決して生かされてこないと思うわけで

業的な色彩を持っている旧執行吏的の手数料制度、そういうものを固執しなければならない理由にこの附帯決議を実践するといふ努力が政府によつてとられたか、あるいは最高裁判所によつてとられたか。その点が私の質問の要点でございます。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 お答えいたしました。旧法の執行吏代理、これは新法で執行官臨時職務代行者になったわけでございますが、旧法當時に執行吏に任命される資格を持つていた者は新法施行後におきましても執行官になり得る資格を持つ者であります。これにつきましては鋭意執行官として昇格させてきたわけでございます。その結果、臨時職務代行者の数が百名減少してきました。それからまた、その資格を有しない者につきましては、できるだけ裁判所職員に任用するという方法をとつておりますが、國におきましては、東京におきましても臨時職務代行者のうちから延吏に若干名、また事務員の中から最高裁の事務官に若干名が採用されています。その結果、延吏にしてしまつたりました。

○青柳委員 個々の執行官代理や事務員が裁判所に採用されるということは、その人個人にとってみるとその待遇がよりよくなることでございませんから私ども大歓迎でございますが、執行官の裁判所職員たる者にしていくいくといふのならよろしいのですけれども、延吏にしてしまつたりする現状でございます。

○青柳委員 個々の執行官代理や事務員が裁判所に採用されるということは、その人個人にとってみるとその待遇がよりよくなることでございませんから私ども大歓迎でございますが、執行官の裁判所職員たる者にしていくいくといふのならよろしいのですけれども、延吏にしてしまつたりする現状でございます。

○青柳委員 個々の執行官代理や事務員が裁判所に採用されるということは、その人個人にとってみるとその待遇がよりよくなることでございませんから私ども大歓迎でございますが、執行官の裁判所職員たる者にしていくいくといふのならよろしいのですけれども、延吏にしてしまつたりする現状でございます。

す。だから、この点で少しでも前進面がないと、これは単に執行官から雇われている労働者の人たとの待遇問題というだけにとどまらず、この制度そのものが弊害があるわけでござりますから、それを努力されないとするならば、それは附帯決議の線に少しも沿っていないということを指摘したいわけであります。この点どうお考へになつていらっしゃいますか。

○瀬戸最高裁判所長官代理者 執行官法の施行によりまして、従来の執行官の制度が大幅に改革せられました。

それは第一に、従来は債権者が直接執行官に事件を依頼し、直接金銭の授受をしていたわけであります。また役場も自宅に設けるあるいは裁判所外に設けるといふよなことでございましたのを、執行官法によりまして、執務の場所は裁判所構内、また申し立ては裁判所にする。そして裁判所が各執行官に事件を配分する。また金銭の授受は、当事者は裁判所に金を納め、そして裁判所から執行官に手数料あるいは前納金を渡すといふような制度になりました。裁判所といたしましては、あるいは荷合を増築し、執行官の役場を裁判所構内に収容するために努力してまいりましたし、毎年会計事務の裁判所への取り込みといふことに努力してきたわけでございます。すでに三十九年度が実施せられまして、本年度増員によりましてさらに三箇所やす計画でございまして、残りは九箇所といふ状況にあるわけでございます。

このように裁判所といたしましては、執行官法のあるべき姿の実現といふことをいま全力をあげて実現せられた場合には、さらに今後の課題として執行官の手数料制あるいは俸給制の問題を考えていきたい、こう存じておる次第でござります。

○青柳委員 最後に一つだけ。国庫補助を執行官に与えるという制度、これは暫定的なものとしてやむを得ないのかもしれません、これがあたかも執行官の特權のようなものになつて、したがつ

る、労働を肩がわりして吸収していく、そなれば補助などといふものも削られるというようなことがあります。何かそういうものを守つていて、いわば個人職業的な人を雇つて幾らかもうけるという特權的な執行官の職業的な地位といいますか、何かそういうもののを守つていて、いわば個人職業的な人を雇つてならないのではないか。執行官の人たちから見れば、おそらく補助金をうんと上げてくれと、いうような陳情はあります。また役場も自宅に設けるあるいは裁判所外に設けるといふよなことでございましたのを、執行官法によりまして、執務の場所は裁判所構内、また申し立ては裁判所にする。そして裁判所が各執行官に事件を配分する。また金銭の授受は、当事者は裁判所に金を納め、そして裁判所から執行官に手数料あるいは前納金を渡すといふような制度になりました。裁判所といたしましては、あるいは荷合を増築し、執行官の役場を裁判所構内に収容するために努力してまいりましたし、毎年会計事務の裁判所への取り込みといふことに努力してきたわけでございます。すでに三十九年度が実施せられまして、本年度増員によりましてさらに三箇所やす計画でございまして、残りは九箇所といふ状況にあるわけでございます。

私、時間が参りましたから、これで終わります。

○高橋委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

（趣旨）

第一章 民事訴訟手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続（以下「民事訴訟等」といふ。）の費用については、他の法令に定めるもののか、この法律の定めるところによる。

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

第二条 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 次条の規定による手数料

二 第十一条第一項の費用

三 執行官法（昭和四十一年法律第二百十一号）その手数料及び費用の額

四 当事者等（その法定代理人又は代表者及びこれらに準ずる者を含む。次号において同算定した額）が口頭弁論又は審問の期日その他の裁判所に定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○高橋委員長 次回は来たる九日午前十時理事会、十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

〔報告書は附録に掲載〕

### 民事訴訟費用等に関する法律案

#### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 裁判所に納める費用
- 第一節 手数料（第三条—第十条）
- 第二節 手数料以外の費用（第十一条—第十三条）
- 第三節 費用の取立て（第十四条—第十七条）
- 第三章 証人等に対する給付（第十八条—第二十八条）
- 第四章 雜則（第二十九条・第三十条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

第一条 民事訴訟手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続（以下「民事訴訟等」といふ。）の費用については、他の

法令に定めるもののか、この法律の定めるところによる。

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

第二条 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 次条の規定による手数料

二 第十一条第一項の費用

三 執行官法（昭和四十一年法律第二百十一号）その手数料及び費用の額

四 当事者等（その法定代理人又は代表者及びこれらに準ずる者を含む。次号において同算定した額）が口頭弁論又は審問の期日その他の裁判所に定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の

される額があるときは、その額を控除した額）

その費用の額

その手数料及び費用の額

その手数料の額（第九条第二項の規定により還付

されるとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたしました。

ただいま譲りいたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

五 代理人(法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。)が前号に規定する期日に出頭した場合(当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。)における旅費、日当及び宿泊料(代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

証人に支給する旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額。ただし、当事者等が出頭した場合におけるそれらの額をこえることができない。

三百八十二条又は三百八十五条(同法その他法令において準用する場合を含む。)の規定による通知を書面でした場合の通知の費用

## 第二章 裁判所に納める費用

### 第一節 手数料

(申立ての手数料)  
第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、証文等の書類(当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。)の書記料

七 前号の書類の提出の費用

八 官庁その他の公の団体又は公証人から第六号の書類の交付を受けるために要する費用

九 第六号の証文の翻訳料

十 文書又は物(裁判所が取り調べたものに限る。)を裁判所に送付した費用

十一 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払つた報酬及び費用

十二 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税

十三 執行力のある正本の付与又は民事訴訟法第五百六十条において準用する同法第五百二十八条の規定により送達すべき公正証書等の謄本、執行文若しくは証明書の謄本の交付を受けるために要する費用

十四 前号の正本の付与又は謄本若しくは執行文の交付を受けるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類の書記料(その書類が官庁等の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用)及びその額

第六号から第八号までの例により算定した費用の額

第五条 民事訴訟法第四百四十九条第二項(第四百六十三条第二項において準用する場合を含む。)、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九条又は家事審判法(昭和二十二年法律第五十二条)第二十六条第二項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てに納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

2 前項の規定は、民事調停法第十四条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八条第二項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてす

### 提出の費用

十五 裁判所が支払うものを除き、強制執行又は担保権の実行に關する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受けた報酬及び費用

十六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百八十二条又は三百八十五条(同法その他法令において準用する場合を含む。)の規定による通知を書面でした場合の通知の費用



定による強制執行をることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第十九条第五項及び第六項の規定は、前項の決定について準用する。

(訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て)

第十六条 民事訴訟法第二百二十二条の規定により費用の支払を命ずる裁判は、強制執行に関する場合は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 民事訴訟法第二百二十三条第二項前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

(準用)

第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

(第三章 証人等に対する給付)

第十八条 証人、鑑定人及び通事は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通事は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通事は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。(説明者の旅費の請求等)

第十九条 民事訴訟法第三百十条第二項の規定による説明者及び事実の調査のために裁判所から

期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

(調査の嘱託をした場合の報酬の支給等)

第二十条 民事訴訟等に関する法令の規定により調査を嘱託し、報告を求め、又は鑑定を嘱託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人若しくは管理人を任命し、又は競売その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

2 第十八条第三項の規定は、前項の費用について準用する。

(旅費の種類及び額)

第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用する特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし)、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては、中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては、裁判所が相当と認める場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費等の計算)

第二十五条 旅費(航空賃を除く)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(鑑定料の額等)

第二十六条 第十八条第二項又は第二十条第一項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(請求の期限)

第二十七条 この章に定める旅費、日当、宿泊

つた旅行運賃によって、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十二条 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行(以下「出頭等」という)に必要な日数に応じて支給する。

(宿泊料の支給基準及び額)

第二十三条 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

(裁判官の権限)

第二十八条 受命裁判官、受託裁判官又はその他には、この章の規定による給付に関する裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が自ら定めることと認めるときは、この限りでない。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四条 本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第二百四号))第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。)との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参照して、裁判所が相当と認めるところによる。

(旅費等の計算)

第二十五条 旅費(航空賃を除く)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(鑑定料の額等)

第二十六条 第十八条第二項又は第二十条第一項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(最高裁判所規則)

第三十条 この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他のこの法律の施行に関する必要な事項は、最高裁判所が定める。

(手の管理)

第二十七条 第三十条の規定により予納させた郵便切手の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

(郵便切手の管理)

第二十九条 第十三条の規定により予納させた郵便切手の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

(手の管理)

第二十八条 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法(昭和三十一年法律第二百三十二号)に規定する物品管理職員の責任の例による。

3 前二項に定めるもののはか、第一項の郵便切手の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(最高裁判所規則)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他のこの法律の施行に関する必要な事項は、最高裁判所が定める。

(附則)

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

別表第一

項	上欄	下欄
一 訴え(反訴を除く。)の提起		
(一) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分 その価額五万円までごとに五百円	訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額	五百円
(二) 訴訟の目的の価額が三十万円をこえ百万円までの部分 その価額五万円までごとに三百五十円	(一) 訴訟の目的の価額が三十九万円をこえ百万円までの部分 その価額五万円までごとに三百五十円	(一) 訴訟の目的の価額が三十九万円をこえ百万円までの部分 その価額五万円までごとに三百五十円
(三) 訴訟の目的の価額が百万円をこえる部分 その価額十万円までごとに五百円	(二) 訴訟の目的の価額が百万円をこえる部分 その価額十万円までごとに五百円	(二) 訴訟の目的の価額が一百三十九万円をこえ一百四十万円までの部分 その価額五万円までごとに三百五十円
二 控訴の提起(四の項に掲げるものを除く。)	一の項により算出して得た額の一・五倍の額	五百円
三 上告の提起(四の項に掲げるものを除く。)	二の項又は三の項により算出して得た額の二分の一の額	五百円
四 請求にいて判断をしなかつた判決に対する控訴又は上告の提起	一の項により算出して得た額の一・五倍の額	五百円
五 請求の変更	一の項により算出して得た額の一・五倍の額	五百円
六 反訴の提起	一の項により算出して得た額の一・五倍の額	五百円
七 民事訴訟法第七十一条又は第七十五条の規定による参加の申出	一の項により算出して得た額の一・五倍の額	五百円
八 再審の訴えの提起 (1) 簡易裁判所に提起するもの (2) の裁判所に提起するもの	五百円	五百円

九 和解の申立て

一〇 支払命令の申立て	九 和解の申立て
イ 不動産の強制競売の申立て、債権の年法律令の申請競売法(明治三十九年の競売の申立てその他の裁判所による不動産の執行又は競売の申立て)	五百円
ロ 民事訴訟法第七百三十三条规定による仮差押又は仮処分の申請	
ハ 民事訴訟法の規定による仮差押又は仮処分の申請	
ニ 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第一百三十九号)の規定による執行停止の申立て	
ホ 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十三条第一項の規定による登記に係る仮処分命令の申請その他登記又は登録に係る法令の規定による仮登記の申立て	
二 一 借地法第十四条の二の事件の申立て又は同借地法第十四条の二の事件の申立て(申立て又は開始の申立て)(債権者がするものに限る申立て、和議開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特種清算開始の申立て又は企業担保権の実行の清算命令の申請)	三千円
三 二 借地法第八条ノ二の事件の申立て又は同借地法第十四条の二の事件の申立て(申立て又は開始の申立て)(債権者がするものに限る申立て、和議開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特種清算開始の申立て又は企業担保権の実行の清算命令の申請)	三千円
四 三 借地法第八条ノ二の事件の申立て又は同借地法第十四条の二の事件の申立て(申立て又は開始の申立て)(債権者がするものに限る申立て、和議開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特種清算開始の申立て又は企業担保権の実行の清算命令の申請)	三千円
五 一 借地法第八条ノ二の事件の申立て又は同借地法第十四条の二の事件の申立て(申立て又は開始の申立て)(債権者がするものに限る申立て、和議開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特種清算開始の申立て又は企業担保権の実行の清算命令の申請)	三千円
六 二 借地法第八条ノ二の事件の申立て又は同借地法第十四条の二の事件の申立て(申立て又は開始の申立て)(債権者がするものに限る申立て、和議開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特種清算開始の申立て又は企業担保権の実行の清算命令の申請)	三千円
七 三 借地法第八条ノ二の事件の申立て又は同借地法第十四条の二の事件の申立て(申立て又は開始の申立て)(債権者がするものに限る申立て、和議開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特種清算開始の申立て又は企業担保権の実行の清算命令の申請)	三千円
八 四 民事調停法による調停の申立て	五百円

請求の目的の価額に応じ、一の項により算出して得た額の二分の一の額

別表第一

四	執行力のある正本の付与	項	上欄	下欄
一	記録の閲覧又は膳写(事件の係属中に当事者等が請求するものと除く。)の申立てによるものとする規定による申立てを含むものとする。	一九 民事訴訟法第四百二十九条の規定による再審の申立て	(1) 若しくはホ、ハ、ニ又は一六の項に掲げる申立て又は申出にについての裁判(抗告裁判所の裁判を含む。)に対するもの	それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍
二	記録の正本、膳本又は抄本の交付	(2) 一三の項に掲げる申立て又は申出にについての裁判(不道徳を除き、却下したものとし、抗告裁判所の裁判を含む。)に対するもの	一三の項により算出して得た一・五倍の額	
三	事件に関する事項の証明書の交付	(3) (1)及び(2)以外のもの	一一の項口、ハ、ニ又は一六の項に掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの	
四	一通につき百円	用紙一枚につき五十円	三百円 二百円	ホ 最高裁判所の規則の定めによる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの

裁判所又は裁判官が行なう刑事の手続における証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人（以下「証人等」と総称する。）又は弁護人にに対する給付については、他の法令に定めるものほか、この法律の定めるところによる。

第二条 刑事の手続における訴訟費用は、次に掲げるものとする。

一、公判期日若しくは公判準備につき出頭させ、又は公判期日若しくは公判準備において取り調べた証人等に支給すべき旅費、日当及び宿泊料

二、公判期日又は公判準備において鑑定、通訳又は翻訳をさせた鑑定人、通訳人又は翻訳人に支給すべき鑑定料、通訳料又は翻訳料及び支払い、又は償還すべき費用

三、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬（証人等の旅費）

第三条 証人等の旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のない区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三等級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認められる等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道三百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには普通急行料金又は準

急行料金）並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

（証人等の日当）

第四条 証人等の日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

（証人等の宿泊料）

第五条 証人等の宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

（証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）

第六条 証人等の本邦（國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号））第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前二条に規定する基準を参考して、裁判所が相当と認めるところによる。

（鑑定料等）

第七条 鑑定人、通訳人又は翻訳人に支給すべき鑑定料、通訳料又は翻訳料及び支払い、又は償還すべき費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

（弁護人の旅費、報酬等）

第八条 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、第三条から第五条までの規定を準用する。ただし、弁護人が期日に出頭し、又は取り調べ若しくは処分に立ち会つた場合に限る。

2 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁

護人に支給すべき報酬の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

（旅費等の計算）

第九条 旅費（航空賃を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方針によつて計算する。

（請求の期限）

第十条 第二条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付は、裁判によって訴訟手続が終了する場合においてはその裁判があるまでに、裁判によらないで訴訟手続が終了する場合においては訴訟費用を負担させる裁判があるまでに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、この限りでない。

（裁判官の権限）

第十二条 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合には、この法律の規定（第八条第二項を除く。）による給付に關し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定めらる。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当地ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、受命裁判官及び受託裁判官以外の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合について準用する。

（最高裁判所規則）

第十三条 この法律に定めるもののほか、刑事の手続における証人等又は弁護人に對する裁判所の給付の実施に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

理由

刑事訴訟費用等に関する法制を整備し、訴訟費用の範囲の明確化、証人等に対する給付の充実等を図ることによつて、この制度の適正円滑な運用を確保するため、新たに刑事訴訟費用等に関する事項を定めた法律を制定する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法

（民事訴訟費用等に関する法律等の施行期日）

第一条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第一号）及び刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第二号）は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、民事訴訟費用等に関する法律第二章第一節の規定（第九条第一項の還付に關する部分を除く。以下同じ。）は、同年十月一日から施行する。

（民事訴訟費用法等の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

1 民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）

2 民事訴訟事件印紙法（明治二十三年法律第六十五号）

3 商事非訟事件印紙法（明治二十三年法律第六十六号）

4 刑事訴訟費用法（大正十年法律第六十八号）

5 訴訟費用臨時措置法（昭和十九年法律第二号）

（経過措置）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（以下「新法」という。）の施行前に提起された事件に係る当事者等（同法第二条に規定する当事者等をいふ。以下この条において同じ。）又はその他の者

が負担すべき民事訴訟等の費用については、この法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 前項の事件に係る申立てで新法第二章第一節の規定の施行後にされたものの手数料並びに新法の施行後に開始された新法第十一条第一項の費用を要する行為に係るその費用及び当該行為についての新法第三章に定める給付については、新法の規定を適用する。ただし、新法施行前に要したものについては、この限りではない。

3 第一項の事件につき同項の規定により旧民事訴訟費用法の例による場合においては、同法第一条中「以下数条」とあるのは、「以下数条及び民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法（昭和四十六年法律第二号）第三条第二項ノ規定ニ依リ適用サルル」を「控訴ノ提起ノ手数料ヲ納付セザル」に改める。

4 新法の施行後新法第二章第一節の規定の施行前に提起された事件に係る当事者等又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲に属すべき申立ての手数料については、なお従前の例による。

5 新法の施行前に第七条の規定による改正前の民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第一百六条第一項の規定によつてされた予納命令及び予納は、新法の規定の適用については、新法第十二条第一項の規定による予納命令又は予納とみなす。

第四条 新法第二章第一節の規定の施行前に申し立てられた新法別表第二の上欄に掲げる事項の手数料の納付については、なお従前の例による。

第五条 新法中过大に納められた手数料の還付に關する規定は、新法の施行前にその事由が生じたものについても、適用する。

第六条 刑事の手続における行為で民事訴訟費用等に関する法律の施行前に開始されたものについての裁判所の給付に關しては、なお従前の例による。

（民事訴訟法の一部改正）

第七条 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第十条 削除

（刑事訴訟法の一部改正）

第十三条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百七十三条中「鑑定料及び立替金の弁償を請求する」を「鑑定料を請求し、及び鑑定に必要な費用の支払又は償還を受ける」に改め、同条に次の一項を加える。

鑑定人は、あらかじめ鑑定に必要な費用の支払を受けた場合において、正当な理由がない、出頭せず又は宣誓若しくは鑑定を拒んだときは、その支払を受けた費用を返納しなければならない。

（検察審査会法の一部改正）

第十四条 検察審査会法（昭和二十三年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法」を「刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第二百四十九号）」に改める。

第三十九条中「刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法」を「刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十九号）」に改める。

（刑事訴訟法施行法の一部改正）

第十五条 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「検察官適格審査委員会」を「検察官適格審査会」に改める。

（裁判所書記官の一部改正）

第十六条 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「五十円」を「二十円」に改める。

（裁判所書記官の一部改正）

第十六条第一項中「五円」を「二十円」に改める。

（民事調停法の一部改正）

第六条 削除

（民事調停法の一部改正）

第十六条第一項中「十円」を「五十円」に改める。

（民事調停法の一部改正）

第十七条 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

（民事調停法の一部改正）

第十八条 第百八条前条の規定による公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法（昭和二十二年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

（特許法の一部改正）

第十九条 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

（特許法の一部改正）

第二十条 第百六十九条第二項中「第百二条並びに第六条」を「並びに第百二条」に改め、同条第四項中「及び第百六条（費用の予納）」を削り、同条第六項を次のように改める。

（特許法の一部改正）

第二十一条 第百六十九条第二項中「第百二条並びに第六条」を「並びに第百二条」に改め、同条第四項中「及び第百六条（費用の予納）」を削り、同条第六項を次のように改める。

（特許法の一部改正）

第二十二条 第百六十九条第二項中「第百二条並びに第六条」を「並びに第百二条」に改め、同条第四項中「及び第百六条（費用の予納）」を削り、同条第六項を次のように改める。

（特許法の一部改正）

第二十三条 第百六十九条第二項中「第百二条並びに第六条」を「並びに第百二条」に改め、同条第四項中「及び第百六条（費用の予納）」を削り、同条第六項を次のように改める。

（特許法の一部改正）

第二十四条 第百六十九条第二項中「第百二条並びに第六条」を「並びに第百二条」に改め、同条第四項中「及び第百六条（費用の予納）」を削り、同条第六項を次のように改める。

（特許法の一部改正）

第二十五条 第百六十九条第二項中「第百二条並びに第六条」を「並びに第百二条」に改め、同条第四項中「及び第百六条（費用の予納）」を削り、同条第六項を次のように改める。

（特許法の一部改正）

第二十六条 第百六十九条第二項中「第百二条並びに第六条」を「並びに第百二条」に改め、同条第四項中「及び第百六条（費用の予納）」を削り、同条第六項を次のように改める。

（特許法の一部改正）

第二十七条 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法（昭和二十二年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

よる。

（公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正）

第十一条 削除

（公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正）

第十二条 削除

（公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正）

り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第号）中これらに關する規定（第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。）の例による。

この法律（第一条を除く。）は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の施行期日並びにこれらの法律の施行に伴う経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

昭和四十六年三月二十一日印刷

昭和四十六年三月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A